

改 正 案	現 行
<p>ボイラーの燃料消費量 煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準等を定める件 昭和五十六年六月一日 建設省告示第千五百十二号</p> <p>建築基準法施行令(昭和十五年政令第百三十八号)第百十五条第一項第七号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準及び防火上必要な構造方法の基準を次のように定める。</p> <p>第一 ボイラーの燃料消費量 ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。</p> <p>第二 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。</p> $h \geq \frac{1}{A_v^2} \left(\frac{VQ}{3600} \right)^2 \left(\frac{0.02l}{\sqrt{A_v}} + 0.3n + 0.6 \right) + 0.2(P_b - Z_f)$ <p>この式において、h、A_v、V、Q、l、n、P_b及びZ_fは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さ(単位 メートル)</p> <p>A_v 煙突の有効断面積(単位 平方メートル)</p>	<p>ボイラーの燃料消費量 煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準等を定める件 昭和五十六年六月一日 建設省告示第千五百十二号</p> <p>建築基準法施行令(昭和十五年政令第百三十八号)第百十五条第一項第八号の規定に基づき、ボイラーの燃料消費量並びにボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準及び防火上必要な構造の基準を次のように定める。</p> <p>第一 ボイラーの燃料消費量 ボイラーの燃料消費量の数値は、ボイラーの定格出力を当該ボイラーに使用する燃料の低発熱量と当該ボイラーの効率との積で除して得たものとする。</p> <p>第二 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さの基準 ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さは、ボイラーの燃料消費量に応じ、次の式に適合するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。</p> $h \geq \frac{1}{A_v^2} \left(\frac{VQ}{3600} \right)^2 \left(\frac{0.02l}{\sqrt{A_v}} + 0.3n + 0.6 \right) + 2.0(P_b - Z_f)$ <p>この式において、h、A_v、V、Q、l、n、P_b及びZ_fは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>h ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂上までの高さ(単位 メートル)</p> <p>A_v 煙突の有効断面積(単位 平方メートル)</p>

- V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表^(イ)欄に掲げる燃料の種類については、同表^(イ)欄に掲げる数値によることができる。（単位 立方メートル）
- Q 第一に定めるところにより計算した燃料消費量（単位 一時間につき立方メートル又はキログラム）
- U ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ（単位 メートル）
- U 煙突の曲がりの数
- Pb ボイラー内部の通風抵抗（単位 パスカル）
- Zf ボイラーの送風機の通風力（単位 パスカル）

第三 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、十五メートル以上（重油、軽油、灯油、コークス又はガスを使用するボイラーにあつては、九メートル以上）とする。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

別表

	(イ)		(ロ)
	燃料の種類		
	燃料の名称	低発熱量	廃ガス量
イ	A 重油	一キログラムにつき 四二・七メガジュール	一キログラムにつき 一五・〇立方メートル

- V 燃料の単位消費量当たりの廃ガス量（別表^(イ)欄に掲げる燃料の種類については、同表^(イ)欄に掲げる数値によることができる。（単位 立方メートル）
- Q 第一に定めるところにより計算した燃料消費量（単位 一時間につき立方メートル又はキログラム）
- U ボイラーの煙突の煙道接続口の中心から頂部までの長さ（単位 メートル）
- U 煙突の曲がりの数
- Pb ボイラー内部の通風抵抗（単位 一平方メートルにつきキログラム）
- Zf ボイラーの送風機の通風力（単位 一平方メートルにつきキログラム）

第三 ボイラーの煙突の防火上必要な構造の基準

ボイラーの煙突の地盤面からの高さは、十五メートル以上（重油、軽油、灯油、コークス又はガスを使用するボイラーにあつては、九メートル以上）とする。ただし、ストーカー、ガス発生器等特殊の装置の設置、地形その他の周囲の状況等により、防火上支障のない場合においては、この限りでない。

別表

	(イ)		(ロ)
	燃料の種類		
	燃料の名称	低発熱量	廃ガス量
イ	A 重油	一キログラムにつき 一〇、二〇〇キロカロリー	一キログラムにつき 一五・〇立方メートル

㊦	B 重油	1キログラムにつき 四一・四メガジュール	1キログラムにつき 一四・四立方メートル
㊧	C 重油	1キログラムにつき 四〇・八メガジュール	1キログラムにつき 一四・一立方メートル
㊨	軽油	1キログラムにつき 四三・一メガジュール	1キログラムにつき 一五・二立方メートル
㊩	灯油	1キログラムにつき 四三・五メガジュール	1キログラムにつき 一五・三立方メートル
㊪	石炭	1キログラムにつき 二三・〇メガジュール	1キログラムにつき九・七立方メ ートル(ストーカーだきの場合に限 る。)
㊫	都市ガス	1立方メートルにつき 一六・七メガジュール	1立方メートルにつき 六・二立方メートル
㊬	都市ガス	1立方メートルにつき 一八・八メガジュール	1立方メートルにつき 六・九立方メートル
㊭	都市ガス	1立方メートルにつき 四一・九メガジュール	1立方メートルにつき 一四・七立方メートル
㊮	LPGガス(プロ パン主体)	1立方メートルにつき 九六・三メガジュール	1立方メートルにつき 三三・三立方メートル

㊦	B 重油	1キログラムにつき 九、九〇〇キロカロリー	1キログラムにつき 一四・四立方メートル
㊧	C 重油	1キログラムにつき 九、七五〇キロカロリー	1キログラムにつき 一四・一立方メートル
㊨	軽油	1キログラムにつき 一〇、三〇〇キロカロリー	1キログラムにつき 一五・二立方メートル
㊩	灯油	1キログラムにつき 一〇、四〇〇キロカロリー	1キログラムにつき 一五・三立方メートル
㊪	石炭	1キログラムにつき 五、五〇〇キロカロリー	1キログラムにつき九・七立方メ ートル(ストーカーだきの場合に限 る。)
㊫	都市ガス	1立方メートルにつき 四、〇〇〇キロカロリー	1立方メートルにつき 六・二立方メートル
㊬	都市ガス	1立方メートルにつき 四、五〇〇キロカロリー	1立方メートルにつき 六・九立方メートル
㊭	都市ガス	1立方メートルにつき 一〇、〇〇〇キロカロリー	1立方メートルにつき 一四・七立方メートル
㊮	LPGガス(プロ パン主体)	1立方メートルにつき 三三、〇〇〇キロカロリー	1立方メートルにつき 三三・三立方メートル

附則
この告示は、平成十二年六月一日から施行する。